

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社においては、業務の執行と監督の機能分離及び社外取締役を導入し、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。あわせて執行役員制度を導入し、取締役会により選任された執行役員が、取締役会が決定した経営の基本方針を執行する体制をとっております。監督機能を持つ取締役会は、取締役6名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)にて構成され、定例及び臨時的に開催しており、各取締役による活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員の業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス(法令遵守)に関しましては、全社員にコンプライアンスを徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                               | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------------------------------------|-----------|-------|
| ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション         | 2,160,000 | 14.28 |
| 新川隆丈                                 | 756,700   | 5.00  |
| アサヒビール株式会社                           | 500,000   | 3.31  |
| ドイチェバンク アーゲー ロンドン ビービー・ノトリティー クライアーツ | 262,270   | 1.73  |
| 日本生命保険相互会社                           | 230,000   | 1.52  |
| ドイチェバンク アーゲー・ロンドン 610                | 212,330   | 1.40  |
| 株式会社三井住友銀行                           | 204,000   | 1.35  |
| 田島憲一郎                                | 164,300   | 1.09  |
| 株式会社恒成商事                             | 150,000   | 0.99  |
| 極楽湯HD役員持株会                           | 134,600   | 0.89  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 |  |
|-----------------|--|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|             |           |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

|    |       |
|----|-------|
| 業種 | サービス業 |
|----|-------|

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満   |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 8名     |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 角替 隆志 | 税理士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 赤地 文夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由   |
|-------|------|--------------|---|
| 角替 隆志 |      |              | 税理士として、財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有していることから当社の社外取締役に選任しております。      |
| 赤地 文夫 |      |              | コカ・コーラ関連会社における豊富な経験と、幅広い識見を当社経営に活かしていただくため、当社の社外取締役に選任しております。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4名     |
| 監査役の数      | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的かつ必要に応じて積極的な情報交換を実施しております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 1名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |  |
| 高倉 隆  | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 小林 明夫 | 税理士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|-------|------|--------------|--|
| 高倉 隆  |      |              | 公認会計士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行に関する監査を実施していることから、当社の社外監査役に選任しております。<br>また、当社が株式を上場する東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。 |
| 小林 明夫 |      |              | 税理士として、財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有していることから当社の社外取締役役に選任しております。  |

【独立役員関係】

|        |    |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 1名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

特にありません

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

特にありません

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容(第38期:平成28年4月1日から平成29年3月31日)

取締役の年間報酬総額8名 143,716千円(うち社外2名 3,607千円)

監査役の年間報酬総額3名 11,144千円(うち社外2名 4,226千円)

(注)1 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

2 上記の取締役の支給人数には平成28年6月29日開催の当社第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んであります。

3 平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

また、平成25年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役(社外取締役を除く)に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万円であります。

4 平成13年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。

5 平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション(新株予約権)としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。

6 上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用(ストック・オプション、取締役8名に対し25,227千円、監査役3名に対し1,044千円)を含んであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲でそれぞれ独立して協議・検討して決定しており、特に取締役の報酬につきましては世間一般の常識的水準を超えることなく、また業績連動による事を基本としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内情報システムによる情報提供を実施しております。また、社外取締役(社外監査役)の要請による必要な情報収集及び情報提供を管理部のサポートにより、実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) ガバナンス機構に関する現状の体制

当社は監査役制度を採用しております。

平成29年6月28日に開催した定時株主総会にて決議されました社外取締役2名を含む取締役6名が客観的立場と幅広い見識をもって会社の意思決定を迅速に推進する体制になっているのに加えて、監査役は3名中2名が社外監査役となっております。

以下体制の概要について説明いたします。

< 取締役会 >

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例及び必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほか、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

#### < 監査役会 >

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助言や提言を行っております。

#### < 執行役員会 >

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、執行役員会においても、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

#### (2) 監査の状況

当社は会計監査人としてUHY東京監査法人与監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、原伸之及び片岡嘉徳であり、同監査法人に所属しております。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名となっております。

#### (3) 監査役の機能強化に関する取組状況

- 1.【監査役関係】記載の通りであります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|     | 補足説明                                   |
|-----|--|
| その他 | 株主に当社への理解をより深めていただけるように映像を使用した営業報告を実施。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明   | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回の決算説明会を実施。  | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 以下のページにて、投資者向け情報(決算情報、決算情報以外の適時開示資料)を掲載しております。<br>URL: <a href="https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/">https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/</a> |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営企画部内に設置。   |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明  |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を「癒」すことにより、地域社会に貢献することと、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、すべての役社員が、職務を執行するに当たっての基本方針を以下の通りとしております。<br>(1) 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する<br>(2) あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める<br>(3) 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する<br>(4) 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する<br>(5) ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | ガスコージェネ設備の導入などエネルギー消費の効率化を実施。地域貢献を目的として店舗出店地域でのボランティア活動などの各種イベントへの参加、協賛。  |
| その他                          | 方針等の策定はしていないが、ホームページを活用して積極的に情報開示に努めております。  |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、すべての役員が、職務を執行するにあたっての基本方針を以下のとおりとする。

1. 温浴施設「極楽湯」RAKU SPAにおいて、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社は、この経営理念及び基本方針のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築している。

また、当社は、内外環境の変化に応じて、適宜適切な内部統制システムを整備する。

#### (2) 当社、当社子会社及び当社関連会社(以下、「当社企業グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、当社企業グループの取締役及び使用人すべてが公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

また、定期的開催される取締役会、執行役員会及び部長会など各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認する。取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止する。

さらに、当社子会社ではコンプライアンス室を設置し、全社的な法令遵守の推進にあたる。

#### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき適切かつ確実に保存及び管理する。

また、取締役社長決裁を要する稟議書についても、同様に適切かつ確実に保存及び管理する。

#### (4) 当社企業グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、各社にて定期的開催する各種会議体においてリスク情報を共有し、各部門及び各店舗においては現在制定している規程・マニュアル等に基づき、企業危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に努める。また、情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行う。

特に当社事業の特性上重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施する。

当社は、当社管理部が当社企業グループ全体のリスクの統括管理部門として、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合は、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。

当社子会社及び当社関連会社(以下、「当社子会社等」という。)においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。

#### (5) 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。

また、取締役会の下に、執行役員会及び部長会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行う。

決定された業務の執行状況は、取締役、執行役員又は部門長が取締役会・執行役員会などにおいて適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査する。

当社子会社等においても、その規模及び特性等を踏まえ、重要事項に関して迅速かつ的確な審議・意思決定を行う。

#### (6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社等においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行う。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築する。

当社は、当社子会社等を管掌する取締役・執行役員を置き、当該当社子会社等代表の業務執行状況を監視・監督する。

当社子会社等の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。

当社子会社等代表は定期的に当該当社子会社等の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

当社の内部監査担当は、定期的に当社子会社等の業務監査・コンプライアンス監査等を実施し、その結果を当社代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

#### (7) 監査役を補助する使用人について

現時点では、監査役を補助する専任の使用人を設置していないが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努める。

#### (8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役を補助する使用人を設置していないので、独立性に関する事項の定めは設けないが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとするなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とする。

#### (9) 当社企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び執行役員会等重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求められることができるものとする。



取締役会、執行役員会及び部長会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、常勤監査役に対して回覧する方法で報告を行う。

また、当社企業グループの取締役及び使用人は当社企業グループの経営に重大な影響を及ぼす恐れが発生した場合、遅滞なく監査役にも報告する。

(10) 当社の監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び使用人の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の執行環境を整備するように努める。

代表取締役をはじめ取締役や執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人と捉え、一切の関係を排除する。反社会勢力に対応する部門である管理部が、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに対応する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応をとることを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・当社では、当社子会社である株式会社極楽湯に社長直轄のコンプライアンス室を設け、反社会的勢力排除に向けた対応を統括しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、直ちに統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

・当社では、平素より警察及び顧問弁護士等との緊密な連携・連絡をとっており、事案発生時には速やかに対応できる体制を整備しております。

・当社では、事案が発生した場合、その対応及び結果等の情報を社内イントラネットにて共有し、社内への注意喚起及び周知徹底を図っております。

・当社では、反社会的勢力による被害の未然防止や具体的な対応策について、統括部署による巡回指導等を実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

##### (1) 導入の目的

当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらずただ株価を上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者(いわゆるグリーンメイラー)等典型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に(あるいは明確にしないで)設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者(いわゆる二段階強圧的買収)等が含まれていることも考えられます。

また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であると考えております。

##### (2) スキームの概要

スキームの概要に関しては、当社 第38期「有価証券報告書」第2【事業の状況】 - 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】 - (6)株式会社の支配に関する基本方針についてをご参照ください。

URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1) コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

添付書類をご参照ください。

#### (2) 適時開示体制の概要

1. 当社は、公正かつ適時・適切な情報開示が行われるように情報伝達・管理・保存に関する内部ルール及び内部体制を整備し、情報の網羅性、即時性及び信頼性を確保しております。
2. 経営上重要な事象(会社情報)が発生した場合は、発生部署から情報取扱責任者(取締役常務執行役員CFO)に報告・集中する体制を採っており、当該情報について関係する役員及び部署と迅速に協議し、適時・適切な情報開示を行っております。
3. 株式公開会社として、対投資者責任及び社会的責任を十分に認識し、証券取引法及びその他法令・定款並びに東京証券取引所の定める諸規則の遵守に努めております。
4. 東京証券取引所における適時開示規則に基づいた会社情報開示とともに、当社ホームページ、IR資料、決算説明会開催等により積極的かつ適時・適切な会社情報開示を行っております。
5. 事業の効果的・効率的な遂行を目的として、事業上関連する多様なリスクを識別・評価し、適切な規定の整備並びに職務分掌及び権限配分等による管理体制を構築しております。重要なリスク情報は、すべて会社構成員共通の認識として共有化を図っております。
6. 財務情報及び非財務情報の適時・適切な開示を行うための内部管理体制の有効性については、統制及び監査役等のモニタリングにより定期的及び随時に検証・確認がなされております。

内部統制システムを含む  
コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

